

各申請書の説明等

申請書名称	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ)
内容	<p>認定には以下のすべてのことに該当するのが条件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいる。 ・最近3か月間の売上高等が1年前の同期と比較して、5%以上減少している。 <p>※1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する場合には①の申請書を用いる。</p> <p>※兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合は、②の申請書を用いる。</p> <p>※兼業者であって、1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っている場合は、③の申請書を用いる。</p>
提出先	農政産業課(第3庁舎1階)
注意事項	<p>認定申請書は2部提出してください。添付する書類がありますので注意してください。</p> <p>●添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号認定(イ)に係る売上高の記入用紙 ・試算表・元帳など、売上高の記入用紙に記入した数値の根拠となるもの ・過去2か年の確定申告書または過去2か年の決算書の写し ・履歴事項全部証明書等、指定された業種を営んでいることが確認できる書類(写しも可)
手数料	なし
その他	認定書は2通提出してください。認定には、1週間程度かかります。
問合せ	<p>農政産業課 電話番号:049-299-1760 FAX049-297-8437 e-mail:nousyou@town.kawajima.saitama.jp</p>